

## 書評

小野沢あかね 著

『近代日本社会と公娼制度―民衆史と国際  
関係史の視点から―』（吉川弘文館、二〇一〇年）

倉敷 伸子

一

本書の著者、小野沢あかね氏は、一貫して日本近現代における売買春をめぐる問題について、実証的、かつ歴史記述者としての立場性に自覚的な研究を重ねてこられた。本書は、その中で、公娼制廃止に焦点を当てた論稿をまとめたものである。近年、この分野は、研究の視点を大きく変化させている。従来の研究の多くは、「売春は女性の人權侵害である」という命題を前提に、廓清会・矯風会を中心とした廃娼運動と、業者や政府との攻防の歴史に力点を置いたものだった。しかし、現在、廃娼運動を無条件に「女性解放」運動とする議論はもはや成立しない状況となっている。本書序章で的確な整理がなされている通り、ジェンダーの視点による近代規範の見直しや、国民国家の統合機能へ

史苑（第七一巻第二号）

の関心の高まり、これと並行したセクシャリティーや身体観の捉え直しは、廃娼運動への関心を、セクシャリティーの近代的再編や、娼婦のステイグマ化の検証に移行させた。本書所収論文の初出は一九五五年以降であり、何れの論稿もこの変化の渦中に提出されたものである。それぞれ、実証性の高い研究論文であるとともに、近年の廃娼をめぐる議論へ一石を投じる論争的な側面も併せ持つ。このことを踏まえ、本稿では、本書の業績を紹介しつつ、現在の議論の中での意義を考えていきたい。

二

本書の課題について、著者は、①近代日本社会における公娼制度批判の特徴を民衆史的側面から明らかにする、②近代日本の公娼制度政策の特徴を国際関係史的手法で明らかにするの二点を挙げている。この課題を受け、本論は、「第一部公娼制度批判の展開」「第二部公娼制度をめぐる国際関係」「第三部戦時体制下の「花柳界」と純潔運動」の三部から構成される。第一部では、戦間期、地方に広がった公娼制度廃止論が、どのような歴史的状况と、認識の接点として存在したのかについて、廃娼建議の署名数が全国的に際立っていた長野県的状况に焦点を当てて論じられる。第二部では、一九一〇年の婦女売買禁止国際条約制定以後

の国際世論、中でも国際連盟の動向と、日本政府の対応が、外交文書を通して検証される。その結果、日本の売買春問題がもはや一国内の閉じられた問題として論じられるものではなく、第三部では、総力戦体制下、産業戦士対策と娯楽統制のはざまに立つ花柳界の変容と、あらゆる運動が国策との接点なくしては存在を許されなくなった中で、廃娼の系譜をもつ運動がどのような立場を示し得たのが、軍需工場が急速に発展した群馬県の純潔運動を例に検討される。なお、最後に終章が設けられ、本書から見た戦後の売買春問題に向けての展望が提示されている。

本書の実証研究としての成果は、なにより、一九二〇～三〇年代の公娼制度をめぐる議論を、都市化の世相、農村振興への期待、総力戦体制の要請、国際世論の動向等の諸要因を通して歴史的に捉える視点を示し、また運動を主導した矯風会のみならず、それに呼応した地方議会、地方修養団体の意図を投書や雑誌記事から拾うことで、廃娼問題についての立体的な理解を可能とした点にある。特に地方修養団体の方向性を「矯風会とも官製運動とも同一でない底流」（三〇二頁）と位置づける指摘は説得的である。少なくとも今後の研究は、廃娼世論を矯風会の言説に代表させて了することは慎まざるを得まい。また、一九三五

年の内務省公娼廃止案作成に至る政府の動向を、行政資料により詳細に検証したことで、政府の公娼廃止認識が海外慰安所設置と矛盾しないものだったことが明らかになった。これは、従軍「慰安婦」を出現させた歴史的前提を示す知見である。さらに、第三部で描かれた、総力戦体制下の娯楽の享受と統制の平等を焦点とした政府・業者・世論の対抗の見取り図は、研究の蓄積がまたれるこの分野の深化を促すものとなっている。

とはいえ、本書の成果は、このような史実の提示に留まるものではない。むしろ、これらの実証を支えている著者の対象に向き合う視点に本書の意義があると思われる。それを一言で言えば、事象や思想を類型化して対抗図式に納めることに意を用いる前に、まず、それぞれの内在的理解を通して差異を描き分けようとする姿勢と言える。たとえば第一部第二章・三章は、戦間期に公娼制廃止署名の担い手となった青年団や処女会について、それぞれ「廃娼」の何に呼応したのかを丁寧に洗い出し、通俗道徳から公娼制度批判に至る彼女ら独自の回路を掘り上げる。「家」にまつわる苦難を忍耐と自負をもって引き受けてきた農家女性性は、通俗道徳を強く内面化するが故に、それを揺るがす公娼制度に関心を寄せ、廃娼に「家」の身分的秩序の改変を展望した。これは、矯風会の母性尊重主義とも、同時期、

廃娼論をアイデンティティ確立の手段ととらえていた地方青年の都会的教養志向とも異なるものだった、と著者は指摘する。ここで本書の読者は、「廃娼」に込められた意味の多義性を知ることになる。また、著者は、廃娼に関わる運動を検証するにあたり、国家の統制や社会規範との対抗につながる徴を敏感に受け止める。一九三〇年代、公娼制廃止において県行政と手を組んだ矯風会長野支部が、営業の制限や生活地域からの隔離を要望するに留まった点で、女給課税や梅毒検査で対応した県行政とは一線を画していたことに注意を促し、戦時下の群馬県での純血運動についても、勤勉精神の強調や享楽反対で国民精神総動員運動に呼応した一方で、強圧的取り締まりではなく個人の貞操道徳の育成を求める方向性を示していた点を挙げて、官製運動との違いを示す。国策への同調とも読みとれる行動の独自の文脈に、なぜ著者は目を向けるのか。これは、著者が、ある固有の目的に収斂された集団としての運動体に着目するのではなく、運動を通過点とした人々の主体化の契機を探ることに眼目があるからと思われる。著者は、「家」の秩序や官製運動に一見寄り添いながらも、異なった要求をつきつけている運動にみられる主体形成のありよう」(三〇四頁)の重要性を説く。この視点が、内在的理解や差異の抽出の核にある。また、本書の副題に「民衆史」と

銘打った著者の意図も、ここにあると言えよう。

このような著者の姿勢は、廃娼運動が、中産階級規範浸透の尖兵として機能したことを強調する近年の研究動向<sup>1)</sup>に對しての、重要な問いかけとなっている。近年の研究が示す通り、廃娼運動、特に矯風会の言説には、娼婦への蔑視意識が隠しようもなくあり、運動の方向が、娼婦を視界から排除したところでの近代家族の定着と重なり合っていたことは否めない。しかし、それを運動の本質と規定し、運動にかかわった人々の様々な意図と可能性を切り落とし、<sup>2)</sup>「中流階級規範」とひと括りにしてしまうとしたら、その歴史像は時代の何をつかむことが出来るのか。現在から見れば錯誤に満ちていても、本人として必要にかられた行動の動機に踏み込み、運動の多義性を抽出することで、著者は、現在の問題意識によって組み立てられた歴史の見取り図の中に固定された彼ら彼女らを、いま一度、歴史の現場に解き放とうとしていると思われる。

しかし一方で、「民衆史」の立場から運動の多義性に着目するならば、本書は以下の疑問を引き受けねばならないだろう。例えば、著者は、一九二〇年代長野の廃娼言説に、家秩序に拘束された地方女性の「人格承認要求」としての側面を読み込むが、そこから娼婦の人格という思考を獲得する回路はあったのか、否か。矯風会活動のテキストとなっ

小野沢あかね著『近代日本社会と公娼制度―民衆史と国際関係史の視点から―』（倉敷）

たオールズ夫人『家庭と性教育』が述べる、娼婦の存在は

「女性蔑視を助長する」という認識と、地方女性の意識は、どれ程の距離があったのか。戦間期から戦時下の純潔運動まで、運動の根幹に「男女平等の貞操道徳」の要求があったことを、運動と国策を分ける軸として著者は強調するが、この道徳観念は、「女性解放」または「家」制度の相対化につながるものだったのか。家という箱に男女ともに押し込める枷になりはしなかったか。また戦間期に人格教育や自己陶冶をめざした運動が、「家」制度を内側から突き崩す契機をもっていたとしても、修養主義への傾斜は、社会的矛盾を個々人の努力の問題へ読み替えることにもつながるのではないのか。さらに純潔運動が「人の数より人の質」を主張したことを、本書は国策との差異として強調しているが、「人の質」重視は、むしろ弱者を排除する優生思想に連結する思想ではないか、等々。つまり、内在的理解という手法によって発掘された、彼ら・彼女らの独自の意識が、どのような社会規範の形成につながるのか、「民衆史」としての全体史の中での位置と意味が問われるのではないかと考える。

三

最後に、本書を読むことで思い至った事柄を若干、付け

加えたい。

私は、近年の廃娼運動研究の大きな成果は、運動が当時者（娼婦）にとりどの様な意味があったのか、という問題提議がされたことだと考える。特に、「彼女たちは多かれ少なかれ自分の意思をもって売春に従事した。すなわち、極端に少ない選択肢のなかで、売春がまだしもましな選択だから、売春を選択するのである」という認識から、娼婦業をセックスワークとして捉え直す視点は、廃娼運動は結局は当事者のためになるのだという思い込みに再検討を迫った。セックスワーク論は、売春を人格の売買ではなく労働と把握することで賤業婦観のステイグマを解消し、また、娼婦を労働者として位置づけることで、他の労働者と同等の権利主張を可能とした。これらの意義を認めた上で、しかし、本書で、外務省が在外娼婦を正当化するため、「独立せる婦人」の行為だから規制できない」という議論を展開した資料に出会った時、セックスワーク論が両刃のやいばであることを思った。売春を自由な労働行為と捉えることと、搾取システムが両立していた歴史があったこと、これは現在の売買春議論の場が「教訓」として記憶すべき事柄となろう。

ところで、日本の公娼制度の場において、抱え主の前近代的人格支配を基本とする前借金と貸座敷制度は、結局戦

時下に至るまで存続した。それを法的に守ったのは国家である。本書第二部によると、三〇年代初頭、国際連盟東洋婦女売買調査団は、芸娼妓周旋業や前借金が、国際基準では批判の対象となることを日本政府に指摘していた。その頃、国内では、私娼を介した「モダン」な売買春がはやり、遊廓営業は不振が続いたという。また、遊廓への囲い込みを正当化していた性病予防の効果も怪しくなっていた。公娼制廃止の世論が国内外で高まっていたのも本書が記す通りである。つまり売買春に対し、国の統制管理権や利潤の搾取を今後も保持するとしても、政府が、より「近代」的で「洗練」された労務管理やシステムの改編に着手する口実は出揃っていたと思われる。にもかかわらず、内務省は、国際的非難のリスクを侵してまで前近代的制度を擁護し、司法は前借金契約を合法化する非論理的な法解釈を繰り返した。一九三五年に漸く立案された公娼制度廃止案にも、人身売買や売春斡旋に対する新たな処罰規定は盛り込まれなかった。これらのことを本書から知る時、公娼制度を近代国家の性管理システムに一般化する議論では、実態が捉えきれないことを痛感する。日本の公娼制度は、労務管理や経済合理性から判断すれば、非合理で非近代的な要素を溜め込みながら、近代法の保護のもとに近代都市に生きながらえた制度である。その意味を捉えることで、はじめて、

そこに集まり、または集められた女性たちの事情や判断も理解することが可能になるのではないか。

第三章一章によれば、戦時体制下の京浜工業地帯では、単身労働者の増加に伴い、飲食店で「性的要求」をする客が増え、「女たちもそれに抗しえず」私娼化する傾向があった。また、労働者の増加に対応する接客業女性の「補充がなかなか困難」ゆえに、単価が値上がりしたという。この指摘を読み、そういうものかと納得しつつ、自分が、性労働市場の形成を「貧困の窮まり↓(周旋業者の仲介)↓身売り」という単純な図式で理解していたことに気づいた。しかし、女性やその周囲が貧窮しているという状況から、身売りまたは私娼化を選択するに至るには、いくつもの岐路があるのだろう。例えば、「住み込み女中」や「寄宿女工」を選択する場合と娼妓を選択する場合の違いを、決定的と考えるか否かは、家族の形成史、学校教育との距離、周旋人との関係などにより一様ではなかったと思われる。金子ふみ子は自伝『何がわたしをこうさせたか』で、貧窮し「玉の輿にさえ乗れるかもしれない」と娘を娼妓の口入れ屋に渡しかけるが、娘の働き口が遠方になると知って、娘の身売りを思いとどまる母親の姿を記している。この価値の序列には現在理解し難いものがあるが、母親の周囲には共感する者もあっただろう。そして、娼妓運動は、様々な価値

小野沢あかね著『近代日本社会と公娼制度―民衆史と国際関係史の視点から―』（倉敷）

観が錯綜する中で一つの価値の創出でもあった。著者は、本書で「買う主体であった人々が売る主体にもなり得た時代のリアリティー」を指摘する。まさに、このリアリティーを掴むために、性産業の労働市場は、何を変数としてどのような関係性の中に成立していたのか、それは時代によって、どう変わったのかについて、関係諸領域の研究の深化が必要だと感じた。

#### 注

- (1) 早くからジェンダーの近代的再編過程に着目した牟田和恵は、廃娼運動に「娼婦を表舞台から隠匿し、売娼や娼婦を罪深いものとして一般の家庭や「まっとうな」婦人とは隔離され峻別される裏面の存在とする」、「新しい性の秩序を作り上げる機能」（牟田和恵『戦略としての家族』新曜社、一九九六年）を読みとり、階級の視点を強調する藤目ゆきは、「売春関係者の公許を廃し犯罪者化することで国家の体面をつくる」い、「売春を罪悪とし娼婦を賤視する社会倫理を普及すること」が「廃娼運動の大目的」だったと結論している（藤目ゆき『性の歴史学』不二出版、一九九七年）。
- (2) 藤目前掲書（注1）、七五頁。
- (3) 日本の公娼制度について、性病予防を第一義とした近代国家システムとしての側面を強調する立場として、藤目ゆき前掲書、藤野豊『性の国家管理―買売春の近現代史』（不二出版、二〇〇一年）がある。

（四国学院大学教授）